

沼津市景観条例

目次

- 第1章 総則（第1条－第7条）
- 第2章 景観基本構想及び景観計画（第8条－第11条）
- 第3章 景観法に基づく行為の制限等（第12条－第18条）
- 第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木（第19条）
- 第5章 支援及び表彰等（第20条・第21条）
- 第6章 沼津市景観審議会（第22条－第28条）
- 第7章 雑則（第29条）

付則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、本市の良好な景観の形成に関し、市、市民及び事業者の責務その他の基本的な事項並びに景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の施行に関して必要な事項を定めることにより、本市の変化に富んだ景観の特徴を最大限に活かしながら、その個性的で美しい景観を守り育てていくことで、次の世代に引き継ぐことを目的とする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法の定めるところによる。

（市の責務）

第3条 市は、良好な景観の形成を推進するため、総合的な施策を策定し、これを実施するものとする。

- 2 市は、前項の施策の策定並びに実施に必要な調査及び研究を行うものとする。
- 3 市は、道路、公園その他の公共施設の整備を行う場合には、良好な景観の形成のために先導的な役割を果たすよう努めるものとする。
- 4 市は、良好な景観の形成に関し市民及び事業者の意識を高め、知識の普及を図るために必要な措置を講ずるものとする。

（市民の責務）

第4条 市民は、自らが景観を形成する主体であることを認識し、互いに協力して積

極的に良好な景観の形成に寄与するよう努めるものとする。

2 市民は、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うにあたっては、地域の景観の特性に十分配慮し、積極的に良好な景観の形成に努めるものとする。

2 事業者は、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(諸制度の活用)

第6条 市長は、良好な景観の形成を推進するため、この条例に定めるもののほか、都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、屋外広告物法（昭和24年法律第189号）その他の関係法令に基づく良好な景観の形成に資する諸制度を活用するよう努めるものとする。

(国等に対する協力要請)

第7条 市長は、良好な景観の形成に関し必要があると認めるときは、国、地方公共団体その他の関係機関に対し、必要な協力を要請するものとする。

## 第2章 景観基本構想及び景観計画

(景観基本構想)

第8条 市長は、本市の景観まちづくりの方向性を示し、市、市民及び事業者の共通の指針となる景観基本構想（以下「基本構想」という。）を定めるものとする。

2 市長は、基本構想を定めようとするときは、あらかじめ沼津市景観審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、基本構想を定めたときは、これを告示しなければならない。

4 前2項の規定は、基本構想の変更について準用する。

(景観計画)

第9条 市長は、前条の基本構想に則して法第8条第1項の規定に基づく景観計画（以下「景観計画」という。）を定めるものとする。

2 前条第2項の規定は、景観計画の策定及び変更について準用する。

(景観形成重点地区)

第10条 市長は、景観計画において、景観計画区域内にあって地域の特性にふさわしい良好な景観を形成するために特に先導的かつ重点的に取り組む必要があると認める地区を景観形成重点地区（以下「重点地区」という。）として定めることができる。

る。

2 市長は、前項の規定により重点地区を定めたときは、当該重点地区における法第8条第2項に規定する事項を、重点地区ごとに定めることができる。

(計画提案に対する判断に係る手続)

第11条 市長は、法第12条の規定による判断をしようとするときは、あらかじめ沼津市景観審議会の意見を聴くことができる。

### 第3章 景観法に基づく行為の制限等

(届出を要する行為)

第12条 景観計画区域(規則で定める地区を除く。)内における法第16条第1項第4号に規定する条例で定める行為は、同条第1項第1号又は第2号の規定により届出を要する行為(法第16条第7項に規定するものを除く。)に該当する建築物又は工作物の外観について、別に規則で定める期間において行う照明の設置又は照明方法の変更とする。

(届出を要しない行為)

第13条 法第16条第7項第11号に規定する条例で定める行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 法第16条第1項第1号に規定する行為のうち規則で定める規模のもの
- (2) 法第16条第1項第2号に規定する行為(規則で定める工作物に係る行為に限る。)のうち規則で定める規模のもの
- (3) 法第16条第1項第3号に規定する行為のうち規則で定める規模のもの

2 前項第1号及び第2号の規則で定める規模並びに同項第2号の規則で定める工作物は、重点地区ごとに定めることができる。

(特定届出対象行為)

第14条 法第17条第1項に規定する条例で定める行為は、法第16条第1項第1号又は第2号に掲げる行為(法第16条第7項に規定するものを除く。)とする。

(景観計画への適合)

第15条 景観計画区域内において、法第16条第1項各号に掲げる行為をしようとする者は、当該行為が景観計画に適合するよう努めなければならない。

(助言又は指導)

第16条 市長は、法第16条第1項各号に掲げる行為が景観計画に適合しないものである場合において、良好な景観の形成のために必要があると認めるときは、これらの行為をしようとする者又はした者に対し、必要な措置を講ずるよう助言し、又は指

導することができる。

(勧告又は命令の手續)

第17条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告又は法第17条第1項若しくは第5項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ沼津市景観審議会の意見を聴くものとする。

(勧告に従わない旨の公表)

第18条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定により公表をしようとする場合には、当該勧告を受けた者に、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を通知するとともに、意見を述べる機会を与えるものとする。

#### 第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木

(景観重要建造物等の指定等の手續)

第19条 市長は、法第19条第1項の規定による景観重要建造物又は法第28条第1項の規定による景観重要樹木（以下「景観重要建造物等」という。）の指定をしようとするときは、あらかじめ沼津市景観審議会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、景観重要建造物等の指定をしたときは、その旨及び規則で定める事項を告示しなければならない。

3 前2項の規定は、法第27条又は法第35条の規定による景観重要建造物等の指定の解除について準用する。ただし、当該景観重要建造物等が法第19条第3項に規定する建造物又は法第28条第3項に規定する樹木に該当するに至ったとき又は指定の理由が消滅したことが明らかであると市長が認めるときは、この限りでない。

#### 第5章 支援及び表彰等

(技術的援助等)

第20条 市長は、良好な景観の形成に寄与すると認める活動を行う個人又は団体並びに景観重要建造物等の所有者等に対し、その活動又は保存のために必要な技術的支援その他必要な支援を行うことができる。

(表彰)

第21条 市長は、良好な景観の形成に寄与していると認める建築物、工作物その他の物件について、その所有者、設計者その他の関係者を表彰することができる。

2 市長は、前項の規定によるもののほか、良好な景観の形成に著しく寄与すると認

める個人又は団体を表彰することができる。

## 第6章 沼津市景観審議会

### (設置)

第22条 市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議するため、沼津市景観審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- (1) この条例に定められた事項
  - (2) 法第63条第1項及び法第66条第2項に規定する計画が法第62条の規定に適合するかどうかの審査並びにその他景観地区に関する事項
  - (3) 屋外広告物に関する事項
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、良好な景観の形成に関する事項
- 2 審議会は、良好な景観の形成に関する重要事項について、市長に意見を述べることができる。

### (組織)

第23条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
- (1) 学識経験のある者
  - (2) 公募による市民
  - (3) 各種団体を代表する者
  - (4) 関係行政機関の職員

### (委員の任期)

第24条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

### (臨時委員)

第25条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため、必要があると認めるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

- 2 臨時委員は、市長が委嘱する。
- 3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

### (会長)

第26条 審議会に会長を置く。

- 2 会長は、学識経験のある者につき委嘱された委員の中から委員の選挙によって定

める。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第27条 審議会は、会長が招集し、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長が決する。

(庶務)

第28条 審議会の庶務は、都市計画部において処理する。

#### 第7章 雑則

(委任)

第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3章の規定は、平成23年4月1日から施行する。

(沼津市アーケード街美観地区審査会条例の廃止)

2 沼津市アーケード街美観地区審査会条例（平成17年条例第31号）は、廃止する。